一般名処方加算について

当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

長期収載品の選定療養費の負担について

令和６年１０月から後発医薬品ではなく先発品(長期収載品)を希望された場合には、両者の差額の４分の１を患者さん自身の負担とする仕組み(選定療養)が導入されます。この制度は自己負担のない方(医療証をお持ちの方)も原則対象になり、その費用については消費税の課税対象になります。

ご不明点などがありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどをお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

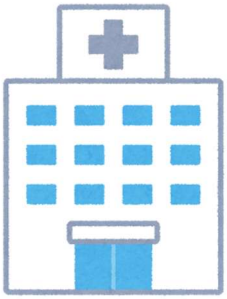

令和６年６月

新潟白根総合病院　　病院長